

京都市保健所
 担当：医療衛生企画課
 TEL：075-222-3429

食中毒の発生

令和6年4月22日(月)、滋賀県生活衛生課を通じて草津保健所から、「4月16日(火)に9人で京都市内の飲食店を利用した1グループのうち8人が発熱、腹痛、下痢等の症状を訴えている。」との連絡がありました。京都市保健所が食中毒疑い事件として調査したところ、発症者に共通する食事が当該施設で提供された食事のみであることを確認するとともに、発症者3人の便からカンピロバクター・ジェジュニが検出されたため、本日、食中毒と断定し、営業者に3日間の営業停止を命令しました。

1 経過	<ul style="list-style-type: none"> 4月22日(月)、滋賀県生活衛生課からの連絡により探知。 調査により、4月16日(火)に当該施設を利用した1グループ9人のうち8人が腹痛、下痢、発熱等の症状を呈していることが判明。 		
2 発症状況	(1) 喫食者数	9人	(内訳) 男性9人
	(2) 発症者数	8人	(内訳) 男性8人
	(3) 死者・入院者	0人	
	(4) 発症日時	4月18日(木) 13時～19日(金) 14時	
	(5) 主な症状	腹痛、下痢、発熱	
	(6) その他	発症者は全員快方に向かっている	
3 原因施設	(1) 営業者	株式会社彦右衛門 代表取締役 西村 道隆	
	(2) 所在地	京都市下京区黒門通下る下り松町37	
	(3) 屋号	すみやきわみ 炭焼極	
	(4) 業種	飲食店営業	
4 原因食品	4月16日(火)に当該施設で提供された食事 【主なメニュー】 鳥刺し4種盛、鳥モモ肉の生ハム刺し、焼鳥等		
5 病因物質	カンピロバクター・ジェジュニ		
6 食中毒と断定した理由	<ul style="list-style-type: none"> 発症者に共通する食事が当該施設で提供された食事のみであること 発症者の発症状況が類似していること 発症者3人の便からカンピロバクター・ジェジュニが検出されたこと 患者を診察した医師から食中毒の届出があったこと 		
7 行政処分	4月25日(木)から4月27日(土)まで3日間の営業停止命令 (根拠法令：食品衛生法6条第3号違反)		
8 その他	本市保健所は、被害の拡大と再発の防止のため、営業者に対し、調理室の清掃、消毒の徹底を指導するとともに、食中毒予防に関する再教育を行う。		